

有限会社 村田豊商店

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の料率ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月1日 ～ 令和10年8月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業等の制度についてのパンフレットを作成・掲示し、制度の周知を図る。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年10月～ 育児休業等の制度に関するパンフレットを作成・掲示する

目標2

2025年9月までに、子の看護等休暇制度を拡充する（育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年9月～ 制度の検討開始
- 令和7年10月～ 制度の導入、回覧などによる社員への周知